

平成27年第1回定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
提出資料

◎ 所管事項

- 1 平成27年度三重県職員等採用候補者試験実施日程について
(人事委員会事務局) …… 1頁
- 2 平成26年度財政的援助団体等監査結果について (監査委員事務局) …… 3頁
- 3 平成26年度包括外部監査結果に対する対応について (出納局) …… 19頁

平成27年3月5日

人事委員会事務局
監査委員事務局
出納局

平成27年度三重県職員等採用候補者試験実施日程（予定）

試験名		受験資格	受験案内等 配布開始日	受付期間	第1次 試験日	第2次 試験日	第3次 試験日	最終合格 決定日
三重県職員採用試験	行政Ⅱ 以外 (行政Ⅰ、福 祉技術、環 境化学、林 学、農学、 水産、総合 土木等)	1 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(行政Ⅱのみ昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者) 2 平成6年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成28年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	5月15日(金)	5月15日(金) ～ 6月2日(火)	6月28日(日)	7月下旬 ～ 8月中旬	—	8月下旬
	行政Ⅱ						9月上旬	9月中旬
	A試験	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	7月3日(金)	7月24日(金) ～ 8月25日(火)	9月27日(日)	10月下旬	—	11月中旬
	C試験	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	7月3日(金)	7月24日(金) ～ 8月25日(火)	9月27日(日)	10月下旬	—	11月中旬
警察官採用試験	A(平成27年10月採用)	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成27年9月30日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	3月24日(火)	3月24日(火) ～ 4月21日(火)	5月10日(日)	6月中旬 ～ 6月下旬	—	8月上旬
	A(平成28年4月採用・1回目)	昭和58年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの (1) 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成28年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 (2) 三重県人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者	3月24日(火)	3月24日(火) ～ 4月21日(火)	5月10日(日)	6月中旬 ～ 7月上旬	—	8月上旬
	A(平成28年4月採用・2回目)		7月3日(金)	7月24日(金) ～ 8月25日(火)	9月20日(日)	10月下旬 ～ 11月中旬	—	12月上旬
	B(平成28年4月採用)	昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、警察官Aの学歴要件に該当しない者	7月3日(金)	7月24日(金) ～ 8月25日(火)	9月20日(日)	11月上旬 ～ 11月中旬	—	12月上旬
小中学校職員採用試験	B試験	昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者	7月3日(金)	7月24日(金) ～ 8月25日(火)	9月27日(日)	10月下旬	—	11月中旬
	C試験	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者	7月3日(金)	7月24日(金) ～ 8月25日(火)	9月27日(日)	10月下旬	—	11月中旬

(備考)

各試験の試験区分、採用予定数は、受験案内・申込書配布開始日までに決定し、詳しくは受験案内に記載します。また、上記日程など試験の一部を変更することがあります。

平成 26 年度 財政的援助団体等監査結果について

1 事項

平成 26 年度財政的援助団体等監査の結果について

2 監査の概要

- (1) 監査根拠：地方自治法第 199 条第 7 項
- (2) 監査実施団体数：30 団体（一覧は 15、16 頁参照）
- (3) 監査実施期間：平成 26 年 11 月から平成 27 年 2 月まで
- (4) 監査実施団体

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	7	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6	25
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	17	231
計		30	287

(注) 監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数 231 については、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

(5) 監査の対象範囲

平成 25 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

(6) 監査の着眼点

- ・ 出資（出捐）団体については、財務諸表が適正に作成されているか、会計事務は適正に処理されているか、出資目的に沿って事業が運営されているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理は契約の目的に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務は適正に行われているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 補助金等交付団体については、補助金、交付金及び貸付金等の対象経費が適正に執行され効果を上げているか、補助金等が目的外に使用されていないかなどに着眼して実施しました。

3 監査結果の概要

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

なお、補助金については、返還を要する事例が4件見受けられたので、精査のうえ、過大交付額の返還処理を行うとともに、必要に応じて平成24年度以前分や類似の補助金についても確認されたい。

○改善を要する事項

項 目	事業の執行に関すること	会計事務等に関すること		計
			うち補助金等事務	
団体に対する意見	6件	46件	(12件)	52件
所管部局に対する意見	8件	44件	(28件)	52件

① 出資（出捐）団体

重大な過失は見受けられませんでした。が、事業損益の赤字が継続し、厳しい経営状況が続いているなどの事例が見受けられました。

② 公の施設管理団体

重大な過失は認められませんでした。が、成果目標の未達成や、事業評価・報告書等提出書類の遅延などの事例が見受けられました。

③ 補助金等交付団体

実績報告書において、補助対象日数や補助単価等に関し積算誤りがあり、補助金の返還を要するなどの事例が見受けられました。

なお、主な意見とその対象団体等については、次のとおりです。

<共通意見>

以下のとおり、改善を要する事項が複数の団体又は所管部局で見受けられました。

補助金実績報告の誤りのほか、各種書類の提出遅延など、事前にチェックを行えば防止できたと思われる事案が今回も多数見受けられたので、所管部局においては、チェック機能を再点検するとともに、監査対象とならなかった団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

なお、今回の監査結果をふまえ、監査対象とならなかった所管部局においても、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

事業の執行に関すること

- ◎ 出資（出捐）団体において、事業損益の赤字が継続するなど、厳しい経営状況が続いているので、引き続き経営改善に取り組まれない。

〔 三重県生活衛生営業指導センター、三重県四日市畜産公社、三重県畜産協会 〕

会計事務等に関すること

- ◎ 過年度の収入未済が発生していたので、未済額の減少と発生防止に努められたい。

〔 伊勢鉄道、三重県産業支援センター 〕

- ◎ 正味財産増減計算書等の財務諸表において、収益や費用を発生した事業年度に計上していないものがあつたので、適正な時期に計上されたい。

〔 三重県四日市畜産公社、三重県畜産協会 〕

- ◎ 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していたので、基本協定書に基づき事前に承認を得られたい。

〔 名阪造園、東産業 〕

- ◎ 公の施設管理における事業評価・報告書などについて、期限内に提出されていなかったもので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 みえNPOネットワークセンター、名阪造園、三重県森林組合連合会グループ 〕

- ◎ 公の施設の管理備品について、増減報告書が提出されていなかったもので、基本協定書に基づき適正に増減報告を行い、翌年度の年度協定で確認されたい。

〔 みえNPOネットワークセンター、三重県森林組合連合会グループ、東産業 〕

- ◎ 公の施設の個人情報管理において、台帳が未整備であったり、保護責任者等が報告されていなかったもので、基本協定書に基づき適切に作成、報告されたい。

〔 みえNPOネットワークセンター、名阪造園、三重県森林組合連合会グループ、東産業、三重県体育協会、熊野市観光公社 〕

補助金等事務に関すること

- ◎ 補助対象日数や補助単価等に関し積算誤りがあり、補助金の返還が必要となるものがあつたので、記載内容を十分にチェックしたうえで報告されたい。

〔 畿内会岡波総合病院、済生会松阪総合病院、三重県中小企業団体中央会 〕

※ 上記のほか、環境生活部において補助金返還を要する事例があつたが、団体に起因するものではなかつた。

- ◎ 補助金交付額に誤りがあつたので、精査のうえ、過大交付額の返還処理を行うとともに、必要に応じて平成24年度以前分や類似の補助金についても確認されたい。
また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。

〔 健康福祉部、環境生活部、雇用経済部 〕

- ◎ 三重県補助金等交付規則に定める補助事業等状況報告書について、交付要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。

〔 健康福祉部、環境生活部 〕

- ◎ 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限や申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあつたので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、農林水産部、雇用経済部 〕

- ◎ 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたものがあつたので、事前着手を認める補助対象を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、地域連携部 〕

4 団体別意見の例

出資（出捐）団体

【伊勢鉄道株式会社】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：144,000,000円（県出資比率：40.0%）
補助金	①鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金：18,216,666円 安全輸送設備の整備に要する経費を補助する。（補助率 1/3以内）
	②鉄道施設安全対策事業費補助金：H24 繰越分 10,800,000円 鉄道施設の緊急老朽化対策に要する経費を補助する。（補助率 2/5以内）

【監査結果及び意見】

(1) 平成18年度以降概ね経常損益は黒字であるが、平成26年度以降、老朽化施設の更新等に多大な費用を要することが見込まれる。

このため、引き続きJR東海と連携して増収策を図るなど経営の安定に努められるとともに、施設の更新等については年次ごとの整備内容と概算事業費は定められているが、財源内訳など財源調達方法を含めた対応策を検討されたい。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
収入未済	ア 土地貸付料の収入未済があった。
補助金等事務	イ 実施状況報告書が提出されていなかった。② ウ 実績報告書が交付要領に定める期限内に提出されていなかった。①

【所管部局に対する意見】

(1) 老朽化施設の更新等に、平成26年度からの4か年だけでも約12億円の費用を要することが見込まれているが、三重県地域交通体系整備基金の平成25年度末現在高は359,205千円となっている。

このため、地域交通体系における伊勢鉄道伊勢線の役割をふまえ、団体が施設の更新等に計画的に取り組むことができるよう、その方策について検討されたい。

（所管課名：地域連携部 交通政策課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：地域連携部 交通政策課）

- (3) 交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める補助対象を定め補助事業者に明示されたい。①

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

- (4) 交付要領で補助対象経費として定められていないものがあつたので、補助対象経費として定め補助事業者に明示されたい。①

(所管課名：地域連携部 交通政策課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【一般社団法人三重県畜産協会】

財政的援助等の内容	
出資金	県出資額：78,300,000円（県出資比率：47.0%）
補助金	県産牛肉安心確保対策事業費補助金：778,316円 県内産牛のブランド評価を維持するため、県内産牛が県外でと畜された際の放射性物質測定検査に要する経費を補助する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

(1) 平成25年度の当期損益は前年度より1,181千円悪化し、損失額が4,593千円となっており、3年連続で毎年損失額が増加し、財政状況が悪化している。

このため、今後も経費削減に努めるとともに、各種の収益増に係る方策を検討するなど、赤字の解消に向けて引き続き経営改善に取り組まれない。

(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
受取利息	ア 最終利払日から期末日までの期間に発生した利息について、未収利息として計上していなかった。
賞与引当金	イ 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。
財務諸表	ウ 正味財産増減計算書への預り金の記載が、年度により異なる事業があった。
経理事務	エ 経理規程に定められた日締表が作成されていなかった。

※ 引当金：現時点では確定していなくても、将来発生する可能性が高く、かつ、その金額が合理的に見積もることができる場合、その支出や損失に備えて貸借対照表に計上しておくもの。

※ 正味財産増減計算書：企業会計の損益計算書に該当するもので、貸借対照表と並ぶ法人の主要な財務諸表。

【所管部局に対する意見】

(1) 平成25年度の当期損益は、損失額が4,593千円と前年度より悪化しており、3年連続で毎年損失額が増加しているため、今後も収支両面から経営改善に努めるよう、引き続き指導・助言等を行われたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

公の施設管理団体

【株式会社東産業】

財政的援助等の内容	
公の施設 管 理	施設名：県営都市公園 亀山サンシャインパーク 平成25年度指定管理料：21,572,000円

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
管理備品	イ 管理対象でない備品を基本協定書において管理備品として記載していた。 ウ 管理備品について、増減報告書が提出されていなかった。
個人情報保護	エ 個人情報保護責任者等について、書面による報告がされていなかった。
重要事項変更の届出	オ 定款の変更があったが、基本協定書に定める届出がされていなかった。

【所管部局に対する意見】

- (1) 成果目標として設定している年間公園利用者数は、そのほとんどを亀山パーキングエリアに隣接するオアシス館の利用者が占めている。オアシス館利用者数は、館内だけでなくパーキングエリアにおいて把握した人数を算出基礎とするため、目標項目である利用者数の増減は、高速道路の交通量に大きく左右されることとなっている。
- このため、成果目標については、団体の公園管理の取組と運営努力が目標達成につながるよう、内容の見直しを検討されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

- (2) 管理対象でない備品を基本協定書において管理備品として記載していたので、今後は、対象となる管理備品を十分に確認のうえ協定書を締結されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

- (3) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

- (4) 業務報告書については、基本協定書に基づき毎翌月10日までに提出することとなっているが、期限後の提出を団体に指示していたので、期限内に受け取るよう改善されたい。

(所管課名：県土整備部 都市政策課)

補助金等交付団体

【社会医療法人畿内会岡波総合病院】

財政的援助等の内容	
補助金	①地域医療体制再構築事業補助金：44,741,000円 地域医療再生計画に基づく病院機能充実に係る設備整備に要する経費を補助する。(補助率 1/2)
	②救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金：5,292,000円 病院群輪番制度の当番日に救急担当医が当直した場合に要する経費を補助する。(補助率 1/2)
	③看護師等養成所運営費補助金：19,005,000円 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。(補助率 定額)
	④病院内保育所運営費補助金：1,923,000円 病院内保育所の運営に要する経費を補助する。(補助率 2/3)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。④

【所管部局に対する意見】

(1) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成25年度分446,000円）の返還処理を行うとともに、平成24年度以前分についても確認されたい。

また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。④

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)

(2) 補助事業等状況報告書が提出されていないので、補助事業者に対して状況報告を求められたい。①、②

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院】

財政的援助等の内容	
補助金	①三重県地域医療再生事業補助金（災害拠点病院等体制整備事業）： 16,166,000円 津波や洪水による浸水対策として、サーバー室を移設するために要する経費を補助する。（補助率 2/3）
	②三重県地域医療再生事業補助金（災害派遣医療チーム（DMAT）体制強化事業）：6,900,000円 災害時に被災地にDMAT隊員を派遣するため、救急車及び医療機器の購入に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
	③勤務医師負担軽減対策事業補助金：2,472,000円 創意工夫の独自の取組により勤務医師の負担を軽減するために要する経費を補助する。（補助率 2/3）
	④病院内保育所運営費補助金：3,039,000円 病院内保育所の運営に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。④ イ 交付申請をした後、交付決定前に物品を購入していた。③

【所管部局に対する意見】

- (1) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成25年度分12,000円）の返還処理を行うとともに、平成24年度以前分についても確認されたい。
また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。④
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課)
- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)
- (3) 補助事業等状況報告書に添付すべき書類が交付要領等で定められていないので、添付すべき書類を定め、補助事業者に明示するとともに、適時適切に提出するよう指導されたい。③
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)
- (4) 三重県補助金等交付規則において、申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。③
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人皇學館（補助対象：皇學館高等学校、皇學館中学校）】

財政的援助等の内容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：375,556,000円 ----- 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。（補助率 定額）
	②私立高等学校等授業料減免補助金：2,588,200円 ----- 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 （補助率 定額）
	③私立高等学校等入学金補助金：900,000円 ----- 経済的困窮新入生徒に対する入学金減免措置に要する経費を補助する。 （補助率 定額）
	④私立高等学校等教育改革推進特別補助金（教育改革推進事業）： 600,000円 ----- 私立高等学校等における教育改革推進に要する経費を補助する。 （補助率 定額）

【監査結果及び意見】

概ね適正に処理されていた。

【所管部局に対する意見】

- (1) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成25年度分111,000円）の返還処理を行われたい。

また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。①

（所管課名：環境生活部 私学課）

- (2) 補助事業等状況報告書の提出を要しない補助金として整理していたため、補助事業者に対して報告を求めていなかった。

しかしながら、当該補助金は状況報告書を提出すべき補助金であるので、取扱要領等で添付すべき書類を定め、補助事業者に対して報告を求められたい。①

（所管課名：環境生活部 私学課）

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【三重県中小企業団体中央会】

財政的援助等の内容	
補助金	①中小企業連携組織対策事業費補助金：112,557,918円 三重県中小企業団体中央会が指導員等を設置し、中小企業者の連携組織の推進並びに事業協同組合等の運営指導及び活性化事業を行うとともに、地域経済の活性化を図るために要する経費を補助する。 (補助率 10/10、一部 2/3 以内、一部 1/2 以内)
	②小規模事業者トライアル補助金：500,000円 商工団体の支援を受け、小規模事業者等が連携して行う商品開発、販路開拓、生産性向上等の取組に要する経費を補助する。 (補助率 1/2 以内)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 実績報告の内容に誤りがあった。① イ 変更承認申請書、概算払請求書、精算報告書等の提出書類に記載誤りがあった。①

【所管部局に対する意見】

- (1) 補助金交付額に誤りがあったので、精査のうえ、過大交付額（平成 25 年度分 21,546 円）の返還処理を行うとともに、他の団体に交付している類似の補助金についても同様の誤りがないか確認されたい。

また、実績報告書の確認が不十分であるので、チェック体制を強化されたい。①
(所管課名：雇用経済部 サービス産業振興課)

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①

(所管課名：雇用経済部 サービス産業振興課)

- (3) 三重県補助金等交付規則において、交付申請書の提出期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

①

(所管課名：雇用経済部 サービス産業振興課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

<監査実施団体一覧>

【出資（出捐）団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	公益財団法人三重県動物愛護管理センター	津市	健康福祉部
2	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター	津市	健康福祉部
3	公益財団法人三重県救急医療情報センター	津市	健康福祉部
4	伊勢鉄道株式会社	鈴鹿市	地域連携部
5	株式会社三重県四日市畜産公社	四日市市	農林水産部
6	一般社団法人三重県畜産協会	津市	農林水産部
7	公益財団法人三重県産業支援センター	津市	雇用経済部

【公の施設管理団体】

No	団 体 名	施設名（所在地）	所管部局
1	特定非営利活動法人 みえNPOネットワークセンター	みえ県民交流センター（津市）	環境生活部
2	株式会社名阪造園	県営都市公園 北勢中央公園（四日市市）	県土整備部
3	三重県森林組合連合会グループ	県営都市公園 鈴鹿青少年の森（鈴鹿市）	県土整備部
4	株式会社東産業	県営都市公園（亀山市） 亀山サンシャインパーク	県土整備部
5	公益財団法人三重県体育協会	三重県立鈴鹿青少年センター （鈴鹿市）	教育委員会
6	有限会社熊野市観光公社	三重県立熊野少年自然の家 （熊野市）	教育委員会

【補助金等交付団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	社会福祉法人三重ベタニヤ	津市	健康福祉部
2	社会福祉法人まほろばの里	伊勢市	健康福祉部
3	学校法人伊勢学園	伊勢市	健康福祉部 環境生活部
4	社会医療法人畿内会岡波総合病院	伊賀市	健康福祉部
5	社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院	松阪市	健康福祉部
6	学校法人八郷学園	四日市市	健康福祉部
7	学校法人鈴鹿学園	鈴鹿市	健康福祉部
8	学校法人皇學館	伊勢市	環境生活部
9	学校法人日生学園	津市	環境生活部
10	株式会社エムアンドエムサービス	熊野市	地域連携部
11	三重北農業協同組合	四日市市	農林水産部
12	三重県土地改良事業団体連合会	津市	農林水産部
13	中勢森林組合	津市	農林水産部
14	三重県中小企業団体中央会	津市	雇用経済部
15	倉敷紡績株式会社	津市	雇用経済部
16	京セラ株式会社	伊勢市	雇用経済部
17	公益財団法人三重県市町村振興協会	津市	地域連携部

平成 26 年度財政的援助団体等監査結果における
補助金過大交付額等の状況

【平成 26 年度】(対象は平成 25 年度)

補 助 金 名	団 体 名	補助金 過大交付額	備 考
病院内保育所運営費補助金	社会医療法人畿内会 岡波総合病院	446,000 円	24 時間保育の運営日数に誤りがあった(正 13 日、誤 48 日)
病院内保育所運営費補助金	社会福祉法人 恩賜財団済生会 松阪総合病院	12,000 円	24 時間保育の運営日数に誤りがあった(正 11 日、誤 12 日)
私立高等学校等振興補助金	学校法人皇學館	111,000 円	補助対象生徒数に誤りがあった (正 1,060 人、誤 1,061 人) (所管課からの誤った指示)
中小企業連携組織対策 事業費補助金	三重県中小企業 団体中央会	21,546 円	育児休業代替職員の設置費単価 に誤りがあった(正 880 円/時 間、誤 950 円/時間)

計 590,546 円

なお、財政的援助団体等監査結果に基づく補助金返還を要する事例は、平成 20 年度の 1 件以降、6 年ぶりである。

平成 26 年度包括外部監査結果に対する対応について

出 納 局

平成 26 年度に実施された包括外部監査結果に対する今後の対応方針について報告します。

平成 26 年度包括外部監査の概要

(1) 監査のテーマ

外部委託に関する事務の執行について

(2) 指摘及び意見の件数

	指摘 (注 1)	意見 (注 2)
総括的意見	0 件	9 件
部局個別意見	0 件	1 件

(注 1) 「指摘」… 合规性等に問題がある事項

(注 2) 「意見」… 経済性・効率性・有効性等に関して意見を述べた事項

【総括的意見】

- ・ 各部局の連携について
- ・ 情報の一元化によるノウハウの蓄積について
- ・ 予定価格の設定にかかる積算について
- ・ 業務履行能力の確認について
- ・ 低入札価格調査における経営状況等の確認について
- ・ 再委託の承認について
- ・ 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について
- ・ 一者入札について
- ・ 履行確認について

【部局個別意見】

- ・ 予定価格の設定について

(3) 監査結果に対する対応方針

監査結果に対する対応方針は、別紙のとおりです。今後はいただいた意見の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

(別紙)

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応方針 (出納局)

テーマ・区分・内容	対応方針
包括外部監査の意見及び指摘	
外部監査の結果－総括的意見－	
1. 各部局の連携について (意見)	
<p>今回の監査において、各部局の契約を個別に監査したところ、一部の部局で優れた取り組みが行われているケースがあった。こうした各部局の優れた取り組みを県全体に広めていく仕組みを構築することを検討すべきである。</p> <p>例えば、類似した内容の業務委託であるにもかかわらず、積算の根拠が十分に整っていない部局もあれば、一定の考え方に基づき積算の根拠を整備している部局もあった。考え方を共有できれば、<u>積算根拠の透明性が向上</u>すると考えられるし、積算を通じて、より経済性を追求できる可能性もある。また、<u>積算行為の効率化</u>が図られることから、積算に悩む担当者にとってもメリットがあると考えられる。</p> <p>県の内部にはベスト・プラクティスというべき優れた取り組みが存在しているが、それを共有化する仕組みが構築されていない。<u>ベスト・プラクティスの共有化は、コストをかけることなく、効果が見込めるものである。各部局のベスト・プラクティスを研修会で公表するなど、各部局の取り組みを共有できるような仕組みを構築していただきたい。</u></p>	<p>全ての所属を対象に年2回行っている<u>出納局の</u><u>実地検査</u>において、従来の会計事務にかかる検査に加え、執行に関する事務にも着目し、<u>優れた取組(ベスト・プラクティス)</u>の情報を収集するとともに、<u>会計事務研修会等で事例を紹介</u>するなどの情報共有の仕組みを構築し実施します。</p>

2. 情報の一元化によるノウハウの蓄積について（意見）

今回の監査では、委託契約の契約内容、契約方法、予定価格等のデータを入手するため、各部局にアンケートを実施しているが、アンケートを行わなければ県の委託契約の全体像を把握できない状態になっていることは望ましいことではない。各部局がそれぞれの情報を管理するのではなく、県全体で情報が一元管理されていれば、委託契約の全体を把握しやすく、県にとってもメリットがあると考えられる。

例えば、予定価格の設定にかかる積算について、今回の監査では業務の特殊性などを理由に積算の困難さを訴える県担当者が複数いたが、仮に積算の内訳、実際の落札額及びその明細などの情報が過去から蓄積されていれば、他の契約の情報を参照することで、積算の困難さを解消できた可能性がある。また、過去から積算可能であった委託契約においても、こうした情報の蓄積は、より明確な根拠に基づいた、より効率的な積算の実施に資すると思われる。さらに、他部局に類似の契約があることが分かれば、現在行われている特命随意契約や一者入札を、より競争性のある契約方法へ変更できる可能性もあると思われる。

価値のある情報を拾い上げ、活用できるようにする仕組みの整備について検討することが望ましい。

物件関係の委託契約にかかる案件名や発注所属名、契約金額等については、現状でも、物件等電子調達システムや財務会計システムに蓄積されたデータを活用する仕組みが構築されています。

このうち、物件等電子調達システムにおける入札公告や仕様書、入札結果等のデータは、他部局の案件も含め各所属で検索が可能であり、出納局で分かりやすい検索方法を示すなどデータのさらなる利用を促進します。

また、電子調達システムでは検索できない随意契約の案件を含めた全庁的なデータは財務会計システムに蓄積しており、出納局が行っている会計相談で各所属に情報提供することとします。

3. 予定価格の設定にかかる積算について（意見）

予定価格の積算は、契約の基本的かつ重要な行為であり、契約価格の決定に重大な影響を及ぼすものであるため、できる限り客観的に適正な金額を決定することが必要である。

今回の包括外部監査において実施した県に対するアンケートでは、予定価格の積算方法を5つに分類して回答を得た。アンケート結果によれば、単独の参考見積書による回答が26件あり、前年度契約金額を参考に算定しているとの回答は46件あった。三重県会計規則運用方針では、取引の実勢価格や市場価格などを考慮して予定価格を設定することとされている。また、「価格についてまで事業者の申込み（価格）に任せておくと、不当に高価となったり公正を欠くものとなるおそれがある」ことから、「随意契約においても競争入札の場合に準じて、あらかじめ設定した予定価格と事業者が算定した見積金額とを対照」することが求められている。しかし、単独の参考見積書による場合、予定価格が前述の役割を果たすものとならない。また、前年度の契約金額を参考に算定している場合、機械的に前年度と同額にすれば、予定価格は検証されずに用いられ続けることになる。

今回の監査において、積算根拠が不明確であるものや積算時の検討が必ずしも十分とはいえないものなどが散見された。過去からの経緯、経済環境の変化、業務の特殊性など様々な要因を考慮しなければならない積算においては必ずしも正解が1つとは限らないが、であればこそ不断の創意工夫が求められるところである。予定価格の設定にかかる積算においては以下の(1)～(3)につきよく検討し、各部局へ周知し徹底していただきたい。

- (1) 予定価格は、原則として独自に経費等を積み上げて設計した積算金額に基づいて設定すべきである。業務に必要な工数を見積ることで積算し、業務実施後に見積り工数と実績工数を比較して工数を見直し、翌年度の工数の見積りに反映することで、予定価格の精度を高めていくことができる。
- (2) ただし、全ての契約において工数を見積ることは実務的に困難であると思われる。そうした場合、適当と思われる若干名の業者へ価格を見積らせる方法（複数の参考見積書により算定する方法）も適正であると思われる。
- (3) 県には、「独自に経費等を積み上げて算定する方法」あるいは「複数の参考見積書により算定する方法」のいずれかで予定価格を積算することを求めたいが、委託業務の特殊性などから「単独の参考見積書により算定する方法」によらざるを得ない場合も想定される。そうした場合でも、業者より入手した参考見積書の金額をそのまま使用するのではなく、たとえ一部分であっても単価や工数を検証することができないか、検討することが必要である。

物件関係の積算に当たっては、個々の経費の積み上げや参考見積りの徴取など案件に応じた適切な方法で行うとともに、入札結果等からの改善を反映していく必要があることから、(1)から(3)の項目の内容を適切に実施するよう、出納局から各所属に通知を行います。

4. 業務履行能力の確認について（意見）

競争入札は誰でも自由に競争する機会が与えられるべきものであるが、一方で契約の適正な履行が必要であるため、地方自治法施行令第167条の4において入札に参加する者の資格が定められている。また、地方自治法施行令第167条の5において、地方自治体は必要な資格について追加して定めることができるとされている。そこで、県は、三重県会計規則第61条第1項第3号において競争入札の参加資格を定めているが、同条文以外で競争入札の参加資格として財政状態や経営成績が問われることはない。

監査対象案件の中には3年間の契約期間中に経営悪化により業務の履行が困難となった委託先があった。契約期間中に委託先が破たんすれば、県の業務の履行、ひいては県民へのサービス提供に重大な支障を来す危険性がある。委託先が業務履行能力を有していることの確認は極めて重要といえるが、委託先の継続企業としての能力を判定する場合、前述の三重県会計規則第61条第1項第3号の情報のみでは不十分と言わざるを得ない。委託先が継続企業としての能力を有するか否かの判断を完全に行うことは不可能であるが、判断の精度を高めるため、例えば以下のような対応を定めることを検討していただきたい。

- ・ 財政状態や経営成績の判断基準を三重県会計規則に追加する、あるいは総合評価方式の競争入札の場合には評価項目に追加する。
- ・ 決算書等を入手し、設定した判断基準を満たしているか確認する。
- ・ 設定した判断基準を満たしていない場合には、継続企業としての能力に疑問が生じていると考えられるため、資金繰り表や今後の受注見込みなどの追加資料の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を行い、継続企業としての能力を吟味する。
- ・ 全ての委託契約につき上記の対応をすることは現実的ではないため、契約期間が複数年にわたるもの、あるいは契約金額が高額であるものなど、影響が大きい委託契約に限定する。

県民サービスに直接影響のある委託業務として、総合評価一般競争入札で実施する予定価格が2,000万円以上の清掃・警備業務委託について、入札時及び複数年契約での契約期間中に財務状況を分析・確認し、必要に応じて総合評価のヒアリング時に聴取を行うこととしました。（平成26年12月16日で各所属に通知済みです。）

5. 低入札価格調査における経営状況等の確認について（意見）

県は、地方自治法施行令第167条の10の2に基づき、設計金額が1,000万円以上の清掃業務、警備業務等につき、低入札価格調査制度を設けている。

低入札価格調査制度の調査内容のうち「五 経営状況等」については落札候補者より貸借対照表を提出させ、その内容を検討しているとのことである。しかし、「五 経営状況等」につき剰余金の有無だけで健全性を判断しており、検討が十分とはいえない事例があった。低入札価格調査制度においては、事情聴取などを含む幅広い調査方法が想定されている。よって、各部局が必要に応じて調査方法を選択し、その調査につき説明責任を果たすべきである。しかし、経営状況等の検討が十分でない理由として、担当者に財務的知識が不足していること、及び経営状況等の調査方法や判断基準が設定されていないことが考えられるため、県には併せてその解消策を検討していただきたい。具体的には、「第4. 業務履行能力の確認について」にも記載しているが、財政状態や経営成績について追加調査を行うべき判断基準を示すとともに、設定した判断基準を満たしていない場合には、追加資料の提出やヒアリング調査を行う必要があることを検討し、明文化することが望まれる。

前項4で実施する財務状況の分析・確認を、物件関係の低入札価格調査においても同様に行うこととします。

6. 再委託の承認について（意見）

県は、不適切な再委託が行われることで業務の質が低下したり非効率になったりすることを防止するため、原則として再委託を制限している。委託先が再委託を行うためには、県に書面を提出して承認を得る必要があるが、県に提出する書面には、想定される再委託金額を記載することが求められていない。

再委託については、国による公共調達においても一定の制限が設けられているところであり、財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において、適正な履行を確保するために審査を行うことが規定されており、審査に必要な情報としては、再委託の業務範囲や必要性などのほか再委託金額も挙げられている。再委託を行うことが適切か否かを判断する際には、十分な情報が県に提出される必要があり、再委託金額は再委託の規模や質を判断するうえで極めて重要な情報であると考えられる。県は、委託先の能力を評価して選定しているわけであるが、業務の大部分あるいは重要な一部を委託先が実施せずに再委託されているとすれば問題である。再委託金額を把握することで、こうした事態の防止をより効果的・効率的に行うことができると考えられる。

委託先が再委託の申請を行う際に、想定される再委託金額を提出させることにより、再委託の適切性の判断をより充実させるべきであり、明文化することを検討していただきたい。

再委託に当たっては、委託先の能力や業務の範囲、履行責任を明確にする必要があることから、物件関係の契約について、再委託金額を含め、必要となる情報を収集したうえで適切に判断し承認するよう、出納局から各所属に通知を行います。

7. 総合評価一般競争入札における入札結果の通知について（意見）

総合評価一般競争入札については、地方自治法施行令第167条の10の2において落札者決定基準の設定や学識経験者の意見聴取などの手続が定められており、県は、入札参加者の提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な業者を選定するために落札者決定基準を作成している。落札者は詳細な評価に基づき決定されており、監査の結果、総合評価一般競争入札における評価項目の設定及び学識経験者による意見聴取の手続きにつき合規性の点で問題はなかった。

しかし、より一層、経済性・効率性を追求する観点から、入札参加者に対する入札結果の通知について改善を求めたい。入札参加者には文書により入札の結果が伝えられる。部局によって対応が異なっているが、当該文書には、順位のほか入札価格、価格評価点、技術評価点の記載しかないものがあった。評価結果の詳細は、落札できなかった業者にとって貴重な情報になると思われる。また、入札参加者が切磋琢磨し良い提案をすることで、県にもメリットが生じる。各部局が入札結果について可能な限り詳細な情報を通知し、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましいため、既に実施済みの部局もあるが、各部局へ周知していただきたい。

物件関係の総合評価一般競争入札において、今後の入札での提案内容の向上を促すため、入札参加者に対して、自社分の詳細な評価結果を通知することとし、出納局から各所属に通知します。

8. 一者入札について（意見）

県は、発注する予定価格が3千万円以上の物件において、一般競争入札を実施した際に入札参加者が1者になった場合の対応方法を定めている。1者入札を有効とするかどうかの判断は、予定価格の金額に応じて定められた、予算執行所属の審査会等の機関が行っている。公正性・透明性・競争性を確保しようとする県の姿勢を評価したい。

しかし、競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、今回の監査においても1者入札が散見されたため、1者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。解消方法の一つとして、入札に参加可能と思われる業者がいる場合には、入札に参加する意思がないか電話等で確認する声掛けが有効であると考えられる。入札に参加しない原因を把握する効果もあると思われるため、検討していただきたい。

物件関係の1者入札の対応として、入札への参加が可能であったが参加しなかった者や入札参加申請を行ったが辞退した者に対して、不参加又は辞退の理由を電話等で聴取するとともに、その際、次回以降の入札参加を呼び掛けることとし、出納局から各所属に通知します。

9. 履行確認について（意見）

地方自治法第234条の2では、地方自治体は契約の適正な履行を確保するため、必要な監督又は検査をしなければならないと定めている。これを受けて、三重県会計規則第84条及び第85条においても監督及び検査が規定されている。監督及び検査による契約の履行確認は、契約の目的にかなった履行の確保を図るための手段として重要であるが、今回の監査において履行確認が十分とはいえない事例が散見された。履行確認の方法は、契約内容に応じて費用対効果を勘案しながら行うべきものであり、各部局において創意工夫することが求められるが、各部局に周知し徹底していただきたい。

業務や給付の完了後は、当該履行内容が契約内容に適合しているかどうか検査（履行確認）を行う必要があり、物件関係の契約において、適切な検査を行うよう、出納局から各所属に通知を行います。

また、各所属の検査が適正に行われているか、出納局の現地検査でも確認します。

部局個別意見

出納局

1. 三重県財務会計・予算編成支援システム機器更新に係るサーバ機器類購入及び保守業務

① 予定価格の設定について（意見）

予定価格と入札額を比較すると、両者のかい離が著しい。設計金額の積算は、システムインテグレーター支援業務により算定している。一般競争入札による競争性のある業者選定の結果、経済的な契約金額になったともいえるが、その入札額は予定価格の41.2%から65.9%の範囲内にあり、平均で53.8%となっている。次回以降の予定価格の適切な積算のために、予定価格と入札額の差異の原因を把握することが望ましい。入札時に入手している費用見積もりの記入シートを詳細なものとすることや、履行確認時に詳細な費用の内訳を委託先から入手し、分析、検討を行うことが考えられる。

今年3月から稼働している新財務会計システムにおけるサーバ機器類購入及び保守業務については、SI支援業務により市場価格の調査なども実施し設計金額の積算を行いました。その結果、今回の入札では、入札額は予定価格に対し平均で69.7%となりました。今後も入札にかかる費用内訳の分析、検討を行い、予定価格の適切な積算に努めていきます。